

黒部市環境基本条例【抜粋】

平成18年3月31日

条例第118号

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、黒部市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する黒部市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第4章 黒部市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、黒部市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的方針の策定について調査審議する。

(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項に掲げる委員（同項第1号及び第3号に掲げる委員を除く。）が当該役職員の職をはなれたときは、委員の職を失う。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第28条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

(部会)

第29条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事)

第30条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務を処理する。

(関係者の出席)

第31条 会長は、必要と認めたときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第32条 審議会の庶務は、市民福祉部において所掌する。

(審議会の運営)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。